

ふるさと納税による寄附金のお願い<任意>

当連盟は、2021年度、2022年度、収入面では、「入会金と年会費の減額の実施、大会参加者数の減、協賛金の減額等」があり、一方支出面では、「海外派遣航空券運賃の価格上昇、新型コロナ対応費用や諸経費の増加等」がありました。

これにより、2021年度は232万円の赤字、2022年度は594万円の赤字と、2年連続の大きな赤字となり、財政的に非常に厳しい状況となっています。

2023年度は、入会金と年会費の減額を止めて元に戻し、大会参加料の増額、海外派遣参加者の個人負担増、更には経費の削減等を行いますが、財政的には引き続き厳しい状況が続くことが見込まれています。

つきましては、皆様にご負担が少ない『ふるさと納税による寄附金のお願い』を新たにご案内することとなりました。任意でのご協力をお願いとなりますが、よろしく願いいたします。

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟
会長 小 泉 龍 司

寄附金募集期間

ふるさと納税による寄附金のため、毎年夏の広報誌でご案内いたします。

寄 附 金 の 額

任意の金額となります。(但し、減税がありますので実質の負担額は減ります)

手 続 き 方 法

手続きは新宿区(当連盟事務所地)への「ふるさと納税」となります。

<新宿区へのふるさと納税での寄附の内容>

新宿区へのふるさと納税で、その納税額(寄附金)の70%が、当連盟に交付されます。
(残りの30%は、当連盟の事務所のある新宿区の区政全般に使われることとなります)
当連盟は、大会・普及・強化事業や、法人の維持費用として使わせていただきます。

<ふるさと納税によるスポーツ団体への応援とは>

当ふるさと納税は、応援したい自治体に寄附ができる制度です。
新宿区が、ふるさと納税による寄附金の70%を、新宿区内に主たる事務所がある公益スポーツ団体へ寄附ができる仕組みを作りましたので、ご案内することとなりました。
なお、ふるさと納税の返礼品は、「当連盟への寄附」となりますので、新宿区も、当連盟も、寄附者への返礼の手続き(返礼品の贈呈等)を別途行うことができません。

<新宿区へのふるさと納税ができる方>

全国どこの地域にお住まいの方も、寄附ができます。
地方税の納付があるなしに関わらず、全ての人が寄附をすることができます。

<新宿区へのふるさと納税の仕方について(一般的な手順)>

- ① 添付の「わがまち応援寄付金申込書」を新宿区へ送付します。(郵送かFAX)
(寄附者の氏名を当連盟へ情報連絡を「する/しない」の希望を選択します。)
- ② 申込書を送付すると、新宿区から納付書(振込手数料無料用紙)が送付されてきます。
- ③ 納付書で、金融機関に寄附金を納付します。
(都市銀行、地方銀行は全国可。ゆうちょBK、信金等は東京近郊に限られています。)
- ④ 納付後、新宿区より「寄附金受領証明書」と「ワンストップ特例申請書」が送付されてきます。
- ⑤ 地方税、所得税を納めている方は、④の特例申請書で税制上の手続きを行えます。(任意)

<税制上の優遇措置の内容>

寄附金の2,000円を超える額が、税制上の優遇措置の対象となります。

年間に支払う地方税の20%相当額までは、税金が還付・控除(減額)されます。

☆「ワンストップ特例」を選択の場合(確定申告をしない方は、特例申請書の手続きが必要です。)

翌年の年初までに、特例申請書とマイナンバーカードの写し等を新宿区に送付します。

確定申告をせずに、地方税額の20%相当額(2,000円を引いた)まで税額が控除(減額)されます。

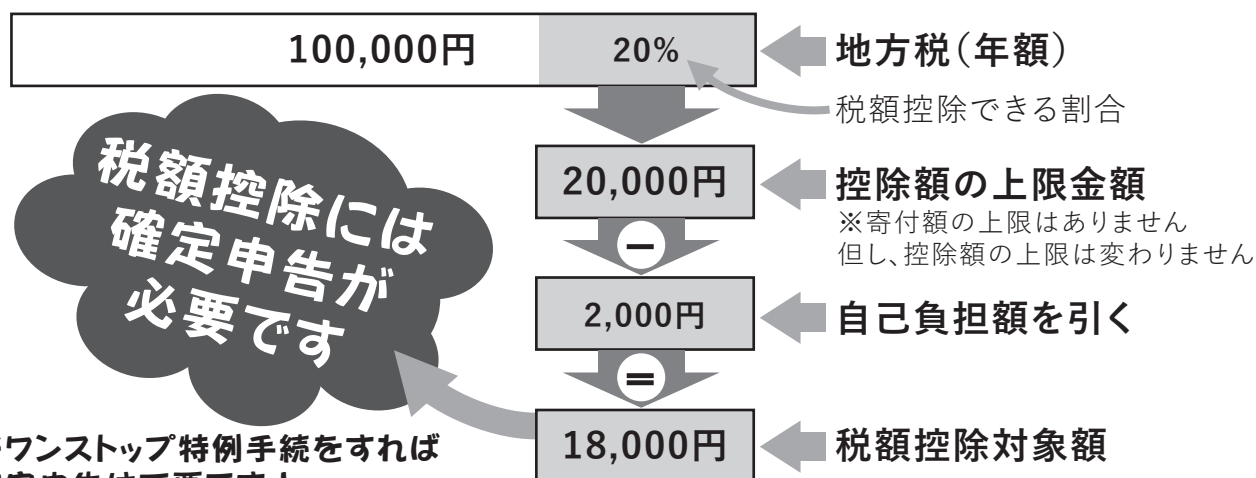
当特例申請を選択しても確定申告ができますので、添付用紙では☑してあります。

☆「確定申告」を選択の場合

地方税だけでなく所得税と合わせての減額となります。

所得税額と合わせて地方税額の20%相当額(2,000円を引いた)が還付・控除(減額)されます。

<例：地方税(年額)が100,000円の場合>



<参考>

自己負担額が実質2,000円で、他の負担がなく寄附ができる金額の目安です。

□年収(給与) 500万円、独身の方の地方税額 25万円位 ⇒ 目安 50,000円位

□年収(給与) 1,000万円、妻扶養の方の地方税額 60万円位 ⇒ 目安120,000円位

<ふるさと納税制度を使わずに、当連盟へ直接の寄附もできます>

①地方税の減税は考慮せず、または、ふるさと納税減額の上限超などで、直接の寄附手続きを選択する場合には、当連盟が70%ではなく、100%受領の寄附を行うことができます。

②ご連絡をいただければ、当連盟より振込用紙(振込手数料無料用紙)をお送りいたします。

③入金確認後、当連盟から領収書(所得控除の証明書)を送付しますので、確定申告で税制上の優遇措置の手続きをすることができます。

④ただし、ふるさと納税のような税額控除ではなく、所得金額の控除ですので、税額の減額は、ふるさと納税の還付・控除(減額)よりは少なくなります。

・直接寄付を選択する方は連盟事務局まで電話やメールでご連絡をお願いいたします。

連盟事務局

電話:03-3868-2480(月曜日～木曜日10～15時) メール:petanque@gol.com

その他、税制面や取扱いのご質問等があれば、事務局までご照会ください。

<任意でのご協力のお願いとなりますが、よろしくごお願いいたします>